

## 不良行為少年の補導について（例規通達）

最近における少年の非行、不良行為、犯罪被害等の実態及び少年の健全育成に寄せる県民の要望を踏まえ、平成 16 年 1 月 1 日から不良行為少年の補導活動を次により行うこととしたので、適切な実施に努められたい。

なお、「不良行為少年の補導について」（平成 11 年 12 月 13 日付け富少 613 号）は、平成 15 年 12 月 31 日をもって廃止する。

### 記

#### 1 不良行為少年の補導の目的

不良行為少年（少年警察活動規則（平成 14 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「規則」という。）第 2 条第 6 号に規定する少年をいう。以下同じ。）の補導は、そのまま放置すれば非行その他健全育成上の支障が生じるおそれがあると認められる少年について、規則第 14 条第 1 項の規定による注意、助言又は指導その他の補導を行うことにより、少年の非行の防止を図り、その健全な育成に資することを目的とする。

#### 2 不良行為の種別及び態様

不良行為とは、別表第 1 の種別及び態様欄に掲げる行為で、犯罪の構成要件又は犯要件（少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 3 条第 1 項第 3 号に規定する犯事由及び犯性をいう。）に該当しないものの、そのまま放置すれば、非行その他健全育成上の支障が生じるおそれのあるものをいう。

#### 3 不良行為少年の早期発見のための活動

規則第 6 条の規定による不良行為少年の早期発見に当たっては、「少年警察活動推進上の留意事項について」（平成 19 年 12 月 18 日付け富少第 2071 号。以下「少年警察活動推進通達」という。）第 3 の 1 に規定する街頭補導の実施方法及び実施重点並びに学校、ボランティア等との合同活動等に配慮して行うものとする。

#### 4 不良行為少年の発見時における措置

##### (1) 不良行為少年に対する補導

警察職員は、前記 2 の不良行為をしている少年を発見したときは、その年齢を問わず、規則第 14 条第 1 項の規定により、当該不良行為の中止を促す等必要な注意を行い、その後の非行を防止するための助言又は指導その他の補導を行うものとする。

##### (2) 不良行為少年が所持する所持不相当物件の措置

不良行為少年の補導を行う場合において、当該少年が非行防止上所持が適当でないと認められる物件を所持していることを発見したときは、当該少年に対して、当該物件を所有者その他の権利者に返還させ、保護者（少年法第 2 条第 2 項に規定する者をいう。以下同じ。）に預けさせ、又は当該少年にその場で廃棄させる等当該物件を所持しないように必要な指導を行うものとする。

#### 5 保護者に対する連絡

不良行為少年の補導を行った警察職員は、当該不良行為少年の住所・氏名等の確実な特定に努めるとともに、規則第14条第1項の規定に基づき、少年の住居地の別を問わず、必要に応じ、速やかに保護者に連絡を行い、監護又は指導上の必要な措置を促すものとする。

少年警察ボランティア、地域住民等から不良行為少年の通報や引継ぎを受けた場合は、警察職員が速やかに臨場して不良行為の有無を自ら確認した上で、前記判断基準により保護者への連絡を要するものに該当するときは、必要な連絡を行うものとする。

保護者への連絡については、勤務上の都合や保護者の不在等の事由により当務日のうちに連絡ができなかったときは、少年警察部門職員にその連絡を引き継ぐものとする。

## 6 少年補導票の作成

警察職員は、不良行為少年を補導した場合（少年相談として処理する場合を除く。）、少年補導票は、別表第2の作成要領により作成するものとする。

## 7 少年警察部門職員による学校等関係者に対する連絡

警察署においては、少年補導票により不良行為少年の報告を受けた場合、保護者への連絡が取れていないものについては、少年警察部門職員が速やかに保護者への連絡を行うものとする。

少年警察部門職員は、保護者へ連絡済みの不良行為少年について、当該不良行為の原因が主として当該少年の在学する学校又は就労する職場にあり、当該学校又は職場における指導上の措置を促すことが特に必要かつ有効であると認められるときは、少年事件選別主任者の承認を得た上で、学校又は職場への連絡を行うものとする。

学校又は職場の所在地が他の警察署の管轄区域内であるとき及び少年課が報告等を受けたときは、この連絡に関し、学校又は職場の所在地管轄警察署と連携を図るものとする。

## 8 少年補導票の保管、送付及び廃棄

### (1) 住居地管轄警察署での整理保管

少年補導票は、当該少年補導票に記載の少年の住居地を管轄する警察署において、整理保管するものとする。

### (2) 住居地管轄警察署への少年補導票の送付

少年補導票に記載の少年の住居地が他の警察署の管轄区域である場合又は少年補導票が警察本部内の所属において作成された場合、当該少年補導票は、その住居地が富山県であるときは当該住居地を管轄する警察署へ、他の都道府県であるときは少年課を通じて当該他の都道府県警察の警察本部少年担当課へ、速やかに送付するものとする。

### (3) 少年補導票の廃棄

少年補導票は、これに記載の少年が成人に達したとき、その他保管の必要が無くなったときに、廃棄するものとする。

別表第 1、別表第 2 省略